

(3868)

平成 29・30 年版 ゼロから宅建士 スタートブック
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 30 年 2 月 28 日
(株) 住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。平成 30 年の試験より、以下のように変更されます。

ページ・位置	改正前	改正後
p 51 ワンポイントアドバイス 最終行	～「報酬額、報酬の受領の時期」などが記載されます。	～「報酬額、報酬の受領の時期」「 建物状況調査のあっせんに関する事項 」などが記載されます。
p 58 POINT 2 本文 上から 2 行目～3 行目	～⑤いつ登記が移るのか（登記が移るとは、法律上も買主の名義になることだと思ってください）の 5 つは必ず 37 条書面に記載されます。	～⑤いつ登記が移るのか（登記が移るとは、法律上も買主の名義になることだと思ってください）⑥（ 既存の建物であるときは、）建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者双方が確認した事項の 6 つは必ず 37 条書面に記載 されます。
p 59 ■37 条書面に必ず記載される事項		※⑤の下に以下を追加 ⑥（ 既存の建物であるときは、）建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者双方が確認した事項
p 78 POINT 1 タイトル 1 行目	用途地域は全 <u>12</u> 種類	用途地域は全 13 種類
p 78 POINT 1 本文 1 行目～3 行目	市街化区域には、 <u>12</u> 種類の用途地域のどれかが指定されています。 （中略）以下の全 <u>12</u> 種類の用途地域は～	市街化区域には、 13 種類の用途地域のどれかが指定されています。（中略）以下の全 13 種類の用途地域は～
p 78 POINT 1 本文	●住居系用途地域（ <u>7</u> 種類）	住居系用途地域（ 8 種類） ※住居系用途地域の最後に以下を追加 田園住居地域

ページ・位置	改正前	改正後
p 81 表 1 タイトル、表	住居系用途地域は 7 種類ある	住居系用途地域は 8 種類ある ※表の最後に以下を追加 田園住居地域 農業の利便の増進を図りつつ、低層住宅の良好な住居の環境を保護する地域
P86 POINT1 本文 1 行目～2 行目	～例えば、第一種・第二種低層住居専用地域では、	～例えば、第一種・第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 では、
p 87 表 1 建ぺい率の指定 用途地域	第一種・第二種低層住居専用地域	第一種・第二種低層住居専用地域、 田園住居地域
p 90 POINT 1 本文 1 行目～5 行目	第一種・第二種低層住居専用地域内では、(中略)一般的な住宅の 1 階の高さは約 3m であるため、第一種・第二種低層住居専用地域内では 3 階建てまでの建築物となります。	第一種・第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 内では、(中略)一般的な住宅の 1 階の高さは約 3m であるため、第一種・第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 内では 3 階建てまでの建築物となります。
p 91 図 1 家のイラストの上	第一種低層住居専用地域 または 第二種低層住居専用地域	第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域
p 91 図 1 家のイラストの横	第一種・第二種低層住居専用地域内では～	第一種・第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 内では～

※法改正により、「建ぺい率」の表記が「**建蔽率**」と漢字表記になります。

以上

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P8 もくじ 権利関係	⑫抵当権 (担保物件)	⑫抵当権 (担保物 権)
P87 図 1 建ぺい率の求め方	例 敷地面積が 100 m ² で、 建築面積が 60%の場合	例 敷地面積が 100 m ² で、 建築面積が 60 m ² の場合